

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当り半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施状況について

安全・訓練等の実施状況（参加者名簿、資料、写真等）を工事完了時に提示すること。また工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が100万円以上の時は、(一財)日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に搭載されたCREDAS機能により、必要事項を入力し、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」について作成及び提出すること。また、完了時は、工事登録証明書を提出すること。また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入すること。
- (2) 同制度に加入した場合は、掛金収納書を監督員へ提出し、工事現場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (3) 受注者は、自ら雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、同制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付すること。
- (5) 同制度に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、1号から4

号の事務等を省くことができる。

(6) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものとし、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 工事写真について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上で、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。

8 契約書の設計図の表示について

契約書に添付する設計図は、原本をA3サイズに縮小したものである。

9 工程表について

安城市工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として兼務届及び工程表を添付すること。

10 下請負届について

安城市工事請負契約約款第7条に記載のある下請負の届出は、原則不要とする。

但し、発注者から下請負届の提出を求められた場合は、必要事項を明記し、提出すること。

11 統括安全衛生管理義務者の指名について

本工事の受注者は、統括安全衛生管理義務者を監督員に推薦することとし、その受領をもって指名されたものと見做すこととする。